

## 保護者の登園届

登園届(保護者記入)		
保育園 園長様		
	クラス	園児氏名
令和	年 月 日に 病名「	」と診断され、
	年 月 日 医療機関名「	」において
症状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。		
保護者名		( )印 または サイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

☆ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と 開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過 していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と 開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した 数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく 普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、 アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを 排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が とれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度 ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく 普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

# インフルエンザ治療報告書(保護者記入)

園名 \_\_\_\_\_ 保育園  
 クラス・氏名 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 氏名  
 受診日 令和 年 月 日 ( )  
 病院名 \_\_\_\_\_  
 疾患名 インフルエンザ A ・ B ・ 未検査 (当てはまるものに○をする)

発症後5日、かつ、解熱後3日を経過する  
 までは、検温結果を記入してください。  
 (検温回数に決まりはありません)

発症した翌日から5日間、かつ、平熱に戻った翌日から  
 3日間は登園停止期間です。

(登園停止中の体温測定表の記入)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日 (曜日)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
朝 体温	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃
昼 体温	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃
夜 体温	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃	( 時 ) ℃

↑ 発症日とは、発熱した日をさし、0日目と数えます。

保育園 園長様

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過して、  
 体調が回復しましたので登園させます。

令和 年 月 日 ( )

保護者氏名 \_\_\_\_\_



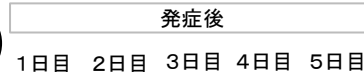
## インフルエンザの登園停止期間について

インフルエンザと診断された場合の登園停止の期間は、法律で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(乳幼児にあっては、3日を経過するまで)

<例>

受診日ではなく発熱した日



発症後5日を経過した後

発症後1日目に解熱した場合



★熱が下がって3日経っていても、「発症後5日」を過ぎないとダメ。



発症後3日目に解熱した場合



★発症後5日経っていても、「解熱後3日」を過ぎないとダメ。

※ **解熱** とは、平熱のことをさします。

※ 切り取り線